

## 台東区区民憲章策定区民会議 第2班

### 「区民とは」、「総合計画等との違い」、「実践活動」に関する論点整理

#### 1 「区民」について

既存の定義に限定する考え方は相応しくない

- ・既存の定義を当てはめてどういう問題があるかを考えて、その範囲を広げていくという考え方がよいのではないか。
- ・条例は責務が発生するので厳密に対象者を想定する必要があったが、今回の憲章ではそうでないので厳密に決めようとする方がよい。
- ・既存の定義を基に何かを限定するような考え方は、今回の「区民」にはそぐわないという点についてはある程度合意が得られているようである。

区民憲章の対象としたい人のイメージ

- ・「未成年や次世代」、「一瞬でも関わりをもったひとすべて」、「旧住民」、「在住で台東区のことを考えていない人」など、どれも幅広く取り入れていくという考え方でよい。
- ・区外の住民でない人をあくまでゲストとして対象にして良いのか。
- ・どのような対象を想定したとしても最終的に区民憲章に表現する際には、「区民」の注釈を入れないのか、前文として「区民」の解説をいれるのかによるのではないかと。

#### 2 「総合計画・自治基本条例、都市宣言との違い」について

「区民」という言葉の使い方が多少異なる「総合計画」

- ・総合計画において、区民と区が協働するという文脈では「区民」を「住民」と捉えているように思える。
- ・ただし総合計画全体では、「区民」という言葉と「住民」という言葉が適宜使い分けられており、総合計画の対象者をあえて曖昧にしているように思える。
- ・区民憲章も同様にあまり対象をはっきり区切らない方がよいとも考えられる。

#### 3 実践活動について

普及させるための周知方法が重要

- ・「健康都市宣言」など台東区が都市宣言を行っている事自体知らなかった。これまでの手法で受け手に十分に届いていないなら、手法を見直す必要がある。
- ・区民憲章のPRも実践が期待される人々にきちんと届くことが必要であり、何をやるのが明確になれば効果的なPRの方法も見えてくるのではないかと。

